

利用規約

= サービスの目的 =

本サービスは、会員の遭難時における当該会員の「搜索と位置特定」を行うサービスであり、救助活動は本サービスに含まれません。特定した位置情報を海上保安庁、警察、消防等の救助機関へ引継ぎ従来の搜索救助活動の時間を短縮することが本サービスの目的です。

= 免責事項 =

本サービスは会員が遭難した場合、早期発見の可能性を大きく高めますが、会員の発見を100%保証するものではありません。

= 搜索機の出動時間および出動回数 =

出動時間は「午前 8 : 00 から日没まで」とします。ただし、天候などの諸条件により、出動時間が短くなったり開始時間または終了時間が変更されることがあります。1事案につき3回(約 9 時間)まで無料で出動します。(4 回目以降の出動は有料にて受け付けます。)

= サービスエリア =

サービスの対象エリアは、日本の国土(北海道・本州・四国・九州)の沿岸線から約100 kmの水域です。
※沖縄および島嶼部はサービスの対象外です。

= 契約期間 =

本サービスの契約期間は、会員証の発送月を基準とし、12 ヶ月目の末日までとします。
例) 2019年5月20日に会員証を発送した場合
2020年5月31日が契約満了日となります。

= 登録内容の変更 =

お申し込み時点から、お申し込みの際して当社に対して届け出た情報(氏名・住所・電話番号・クレジットカード情報(紛失時の再発行や更新、解約等)・メールアドレスなど)に変更があった場合は速やかにお申し出ください。

※ただし、企業や団体による一括申し込みの場合は事前に協議し、この限りではありません。

= 継続手続き =

当社は契約満了日の2ヶ月前までに、電子メールもしくは郵送にて、契約継続の意思確認を行います。解約を希望する場合は、契約満了日の1ヶ月前までに必ず当社に対して解約の意思をお知らせください。契約満了日までに更新年会費のお支払いが確認できない場合につきましてはサービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

= 又貸しの禁止 =

本サービスは契約者(会員本人)以外の利用を禁じます。

= 解約について =

所定のお手続きにより、解約することができます。解約の意思の表示を行った場合、契約満了日から1週間以内に解約届および会員証をご返送ください。当社の受領をもって解約手続き完了とします。1週間以内にご返却がない場合は、会員証の紛失とみなし、当社が定める代金をご請求いたします。解約届のご提出が契約満了前であっても、入会金・年会費の返還はいたしません。

= 会員証の紛失・破損について =

破損した場合は、当社の定める修理金額でのご負担にてお取替えいたします。紛失した場合は、当社が定める代金をご請求いたします。なお、お取替え後に紛失した会員証を発見した場合は速やかに当社へご連絡・ご返送ください。その際、既にいただいた交換費用の返還はいたしません。

= 水域・海域情報の共有【重要】 =

水域・海域が特定できない場合、ヘリの出動ができません。出港前には、必ずご家族、知人、所属団体などと水域・海域の情報を共有してください。

= 利用規約の変更 =

当社は以下の場合に、当社の裁量により、利用規約を変更することができます。

- ・利用規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき。
- ・利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

当社は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1ヶ月前までに、利用規約を変更する旨および変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社WEBサイト内への掲載、またはユーザーに電子メールで通知します。変更後の利用規約の効力発生日以降に、ユーザーが本サービスの契約を継続した場合、ユーザーは利用規約の変更に同意したものとみなします。